

4-1-2 許可申請（変更）手数料【熊本県手数料条例第2条第1項第479号、481号】

変更許可申請1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その合計の上限額は、盛土・切土の場合は642,000円、土石の堆積の場合は138,000円。

(1) 盛土又は切土をする土地の面積に変更がない場合【盛土・切土、土石の堆積で共通】

宅地造成等に関する工事の設計の変更（(2)に該当する場合を除く。）を行う場合は、盛土又は切土をする土地の面積に対して表4-1-1に掲げる額の1/10の額

(2) 盛土又は切土をする土地の面積に変更がある場合【盛土・切土、土石の堆積で共通】

ア 面積が減少する場合 減少後の面積に対して表4-1-1に掲げる額の1/10

イ 面積が増加する場合 「従前の面積に対して表4-1-1に掲げる額の1/10」と「増加した部分の面積に対して表4-1-1に掲げる額」の合計

ウ 面積の減少と増加の両方ある場合

「減少後の面積に対して表4-1-1に掲げる額の1/10」と「増加した部分の面積に対して表4-1-1に掲げる額」の合計

(3) 許可の期間の上限（5年）を超えて更新する場合【土石の堆積のみ】

土石の堆積を行う土地の面積に対して表4-1-1に掲げる額

※5年を超えない範囲で工事完了予定年月日の延長を行う場合は、(4)に該当します。

(4) 上記(1)から(3)に該当しない場合【盛土・切土、土石の堆積で共通】

10,000円